

## 「郵送による請求に関するお知らせ」

令和3年10月から、普通扱いとする郵便物及びゆうメールについては、土曜日の配達休止や届ける日数の繰り下げなど、郵便法改正に伴うサービスの見直しが行われます。

つきましては、本会あてに各種請求書等を郵送される際には、受付締切日が、**毎月10日（必着）**となっておりますので、郵便事情を勘案のうえ、余裕を持ったご提出をお願いいたします。

なお、引き続き、**早期提出**のご協力をお願いいたします。